

岩倉市水道事業経営戦略

岩倉市 水道事業経営戦略

団 体 名: 愛知県岩倉市

事 業 名: 岩倉市水道事業

策 定 日: 令和3年3月

計 画 期 間: 令和3年度～令和12年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	昭 和 46 年 3 月 31 日	計 画 給 水 人 口	54,700 人
法適(全部・財務) ・ 非 適 の 区 分	法適用(全部)	現 在 給 水 人 口	47,782 人
		有 収 水 量 密 度	4.6 千m ³ /ha

※計画給水人口、現在給水人口、有収水量密度は平成30年度末

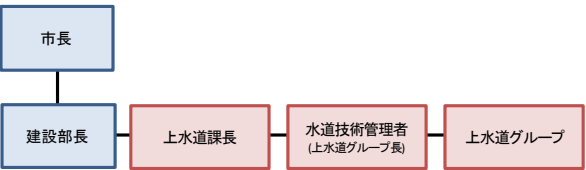
② 施 設

水 源	☐ 表流水, ☐ ダム, ☐ 伏流水, ☒ 地下水, ☒ 受水, ☐ その他 (複数選択可)				
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長	約222	千m
	配水池設置数	3			
施 設 能 力	20,000	m ³ /日	施 設 利 用 率	73.7	%

③ 料 金

料金体系の 概要・考え方	水道料金は、用途、口径別の料金体系で、基本料金、超過料金、及びメーター使用料からなっています。 基本料金は、基本水量までは水の使用量に関係なく、水道を使用する目的に応じて料金を設定しています。 超過料金は、基本水量以上使用した場合には水の使用量に応じて発生する料金で、使用するほど単価が高くなる逓増方式となっており、家事用・営業用・官公署用、湯屋用、及び特別栓に区分して料金を設定しています。なお、特別栓については基本料金はなく、使用料は1㎡あたり一律の料金となっています。 メーター使用料は用途にかかわらず、口径に応じて料金を設定しており、口径が大きくなるほど口径1mmあたり単価が高くなる逓増方式となっています。							
	水道料金(2か月)				消費税及び地方消費税別			
	用途	基本水量	基本料金	超過料金(1㎡につき)				
	家事用 営業用 官公署用	10㎡以下	1,000円	超過水量	料金			
				11～20㎡	80円			
21～40㎡				105円				
41～60㎡				125円				
61～80㎡				160円				
湯屋用	20㎡以下	1,800円	81～100㎡	190円				
			101㎡以上	215円				
特別栓	1㎡につき		215円					
(メーター使用料)								
口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	
使用料	80円	120円	160円	200円	300円	800円	2,000円	
料金改定年月日 (消費税のみの改定は 含まない)	平成 20 年 12 月 1 日							

④ 組 織

本市の水道事業では、令和元年度末時点で8名の職員数で運営しており、その年齢構成は、以下の図のようになります。																																																																							
<組織体制>				<職員数・職種・年齢構成等>																																																																			
				<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>部長</th><th>課長</th><th>主幹</th><th>統括主査</th><th>主任</th><th>技師</th><th>主事</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>61歳～</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr> <tr> <td>51～60歳</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr> <tr> <td>41～50歳</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td></tr> <tr> <td>31～40歳</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3</td><td>1</td><td></td><td>4</td></tr> <tr> <td>～30歳</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td>1</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>3</td><td>2</td><td>0</td><td>8</td></tr> </tbody> </table>						部長	課長	主幹	統括主査	主任	技師	主事	合計	61歳～								0	51～60歳	1							1	41～50歳		1	1					2	31～40歳					3	1		4	～30歳						1		1	合計	1	1	1	0	3	2	0	8
	部長	課長	主幹	統括主査	主任	技師	主事	合計																																																															
61歳～								0																																																															
51～60歳	1							1																																																															
41～50歳		1	1					2																																																															
31～40歳					3	1		4																																																															
～30歳						1		1																																																															
合計	1	1	1	0	3	2	0	8																																																															

(2)これまでの主な経営健全化の取組

(1)民間活用の取組

将来的な職員数の減少が見込まれる中、経営効率の向上を図るため、以下のような業務委託により民間の技術力・経営力を活用しています。

配水施設等運転管理業務について、配水場及び水源の24時間運転管理や、給水栓の水質検査、時間外及び休日等における緊急時の対応業務を民間に委託しています。

検針及び徴収総合業務について、開閉栓の受付や、メーター検針、料金調定作業、料金徴収等の業務を民間に委託しています。

(2)市民サービスの取組

施設整備・更新事業等の費用は、受益者負担の原則から水道料金に反映されるため、施設の状況や事業の必要性について市民のみなさまにご理解いただけるよう、安全で美味しい水づくりについての取り組みの情報を、わかりやすくホームページ・広報紙などにより積極的に公表しています。

(3)財源についての取組

窓口納付、口座振替、指定金融機関支払、コンビニ支払など、水道料金の支払い方法の多様化により、料金収入の確保とサービスの向上を図っています。

施設整備、更新事業の財源として、受益者負担の原則に基づく工事負担金、手数料など、水道料金以外の財源の確保を図っています。

(4)その他の取組

さらなる経営効率の向上のため、新たな情報技術(管路マッピングシステムなど)の活用に取り組んでいます。

取水施設や浄水施設で効率的な施設運用を実施しても、配水管による漏水が多い場合、有収率が低下し、料金収入につながらないため、漏水箇所の早期発見、老朽管の更新、配水管及び給水管等の維持修繕を計画的に行っています。

災害時にも事業を継続できるよう、主要施設の補修等による耐震性向上や、管路の更新の際の耐震管の採用、緊急給水拠点などの応急給水体制の整備を行っています。また、職員や市民のみなさま、事業者等の危機管理体制を確立するため、マニュアルの整備や定期的な訓練の実施を行っています。

(3)経営比較分析表等を活用した現状分析

経営比較分析表(2018年度(平成30年度)決算)を活用し、水道事業の現状を分析すると以下の通りです。

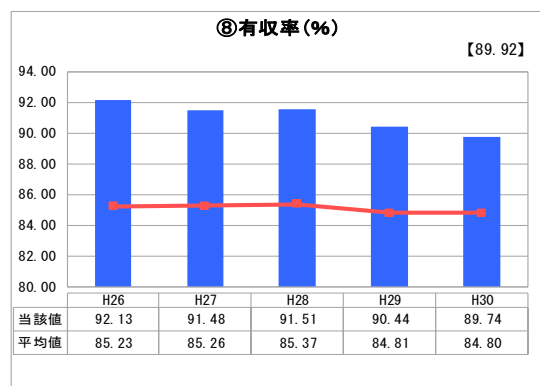
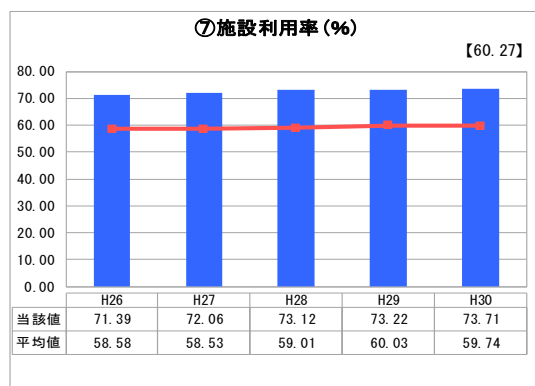
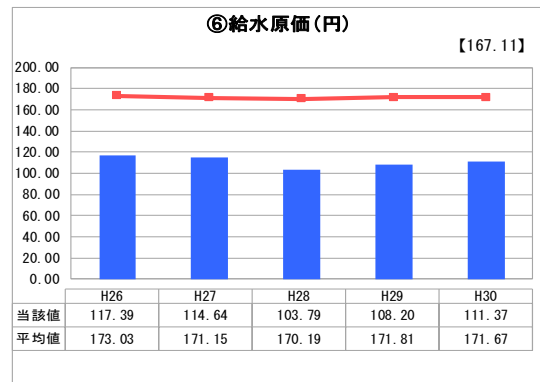
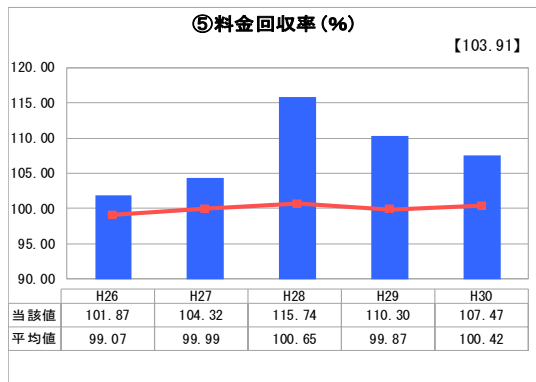
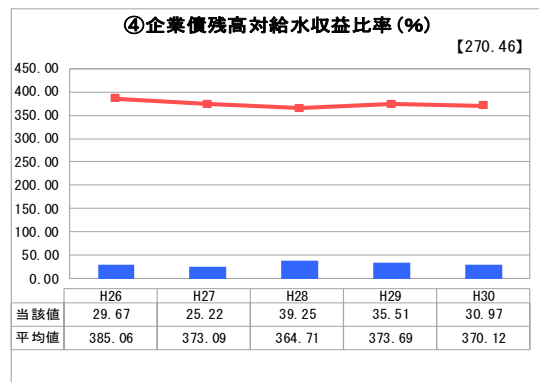
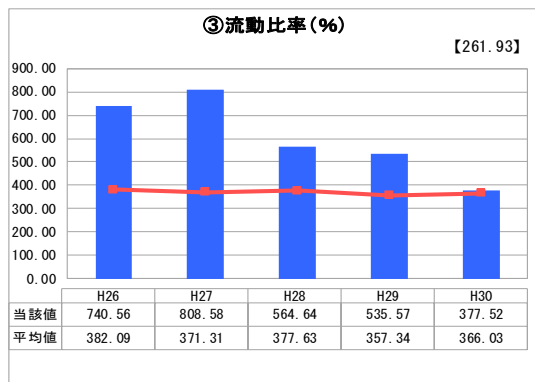
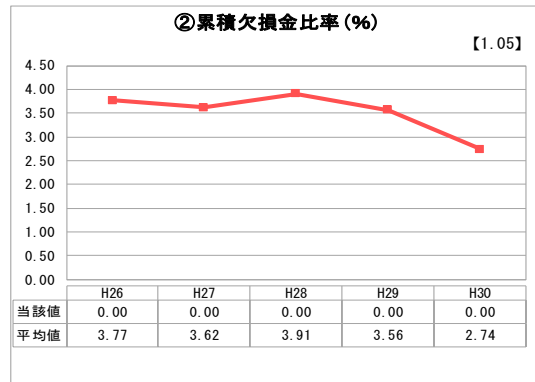
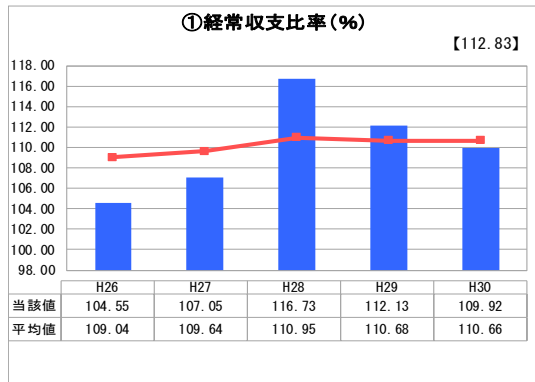
グラフ凡例 ■ 岩倉市 — 類似団体平均値 【】平成30年度全国平均値
<他事業体との比較> 類似団体:「現在給水人口3万人以上5万人未満」

①経営の健全性・効率性

収益面については、経常収支比率、料金回収率は類似団体を上回っていますが、施設等の老朽化に伴う修繕及び減価償却費の増加や、職員の増員やシステムの更新等に伴う費用の増加も加わり、近年は低下傾向にあります。

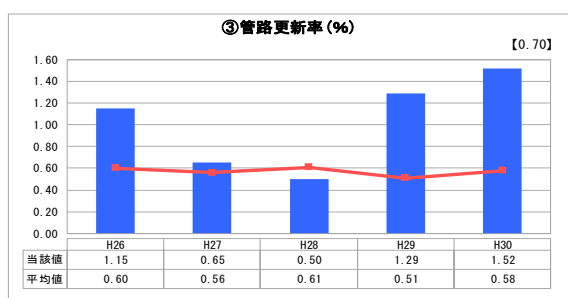
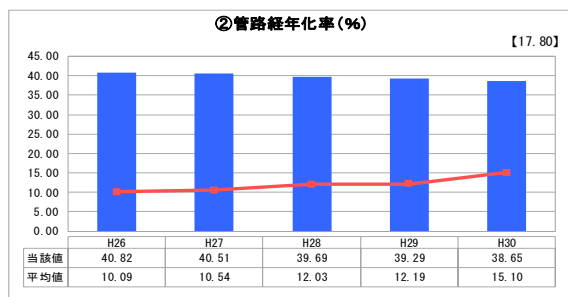
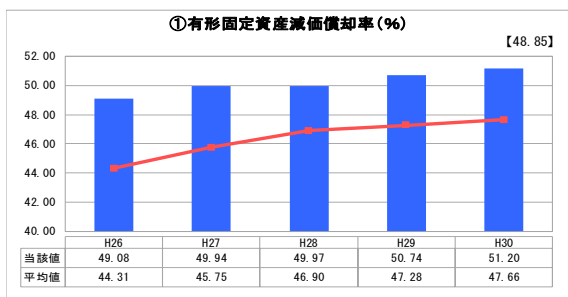
財務の健全性については、累積欠損比率や企業債残高対給水収益比率は類似団体を下回っていますが、工事の増加に伴う未払金の増加により流動比率が低下傾向にあります。

今後想定される将来の更新需要に備え、供給単価の見直しの検討、給水原価の削減により、経常収支比率の改善を継続して図るとともに、必要な内部留保資金を確保し、経営基盤を強化する必要があります。



②老朽化の状況

有形固定資産減価償却費率、管路経年化率が類似団体よりも高く、施設、管路の老朽化が進んでいます。こうした中、管路更新率は、下水道工事に伴い水道管の布設替工事を計画的に実施していることもあり上昇しています。今後は一段と老朽化が想定されるため、引き続き計画的な管路等の更新を行う想定です。

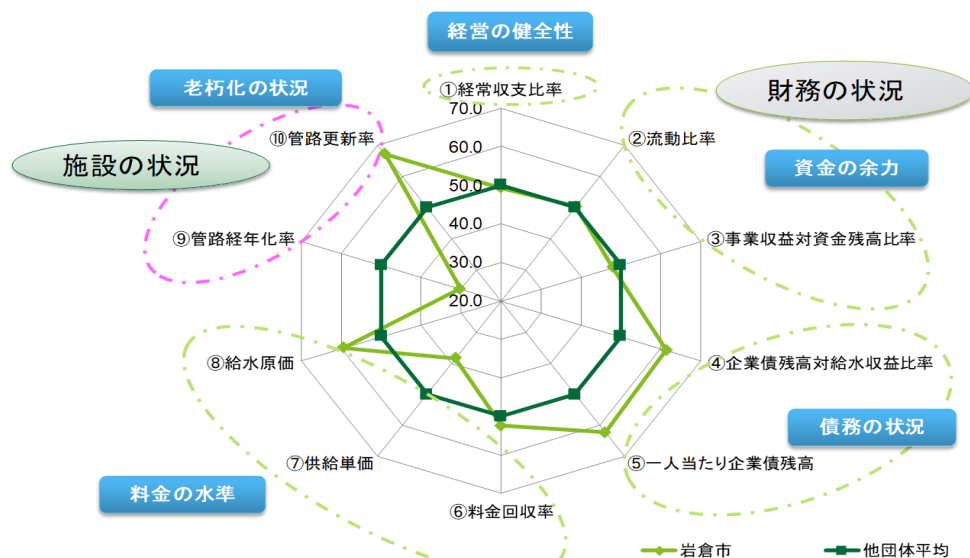


近隣の尾張小牧地区の4市1組合1企業団(犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、丹羽広域事務組合、北名古屋水道企業団)と比較した場合の結果は以下のようになります(偏差値で比較)。

財務状況の指標で比較すると、経常収支比率等の収益に関する指標は他団体と同程度であり、企業債残高対給水収益比率等の負債に関する指標は他団体より良好であるため、現時点の財務状況は比較的健全となっています。

一方で、施設の状況に関する指標で比較すると、管路経年化率の指標が他団体と比較して低く、管路の老朽化が進んでいます。今後は施設や管路の更新、耐震化工事のため、起債等による資金確保が必要になると考えられます。

また、現在は他団体よりも給水原価が低いいため供給単価も低くなっていますが、将来の更新需要の増加が見込まれる中、減価償却費や企業債支払利息の増加等により、給水原価が上昇し、収益性は悪化することが想定されます。このため、料金改定の可能性も視野に入れた経営改善の検討が必要になると想定されます。



※チャート上の差異は偏差値の差異であり、絶対値ではない。

※偏差値は同規模団体(現在給水人口3~5万人)平均を基準値としており、高いほど良い状態を表し、絶対値の多寡とは連動しない。

2. 将来の事業環境

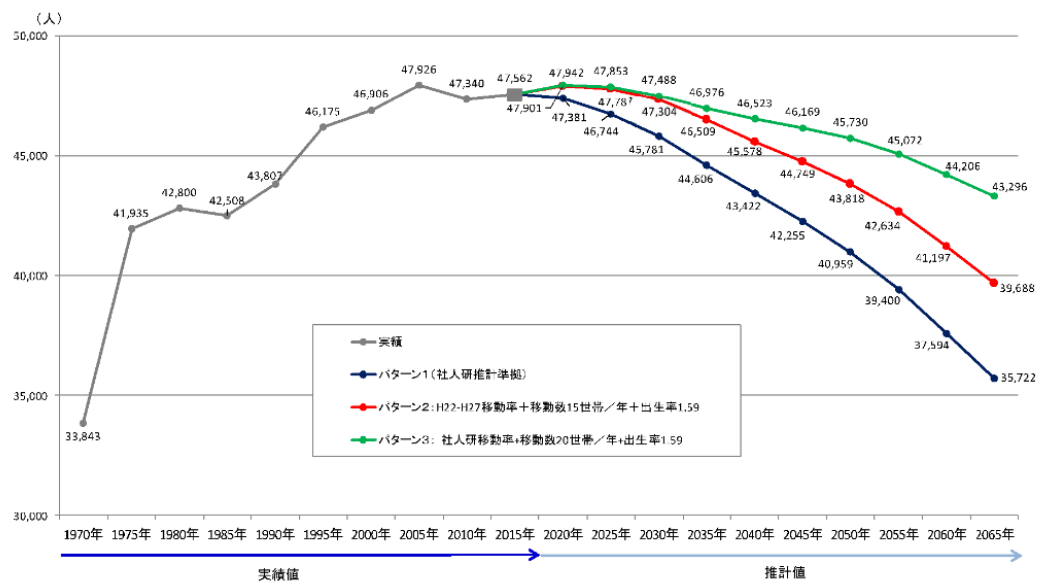
(1) 給水人口の予測

本市の人口は、社会減を上回る自然増により増加を続け、2005年には47,926人に達し、その後概ね横ばいで推移しています。

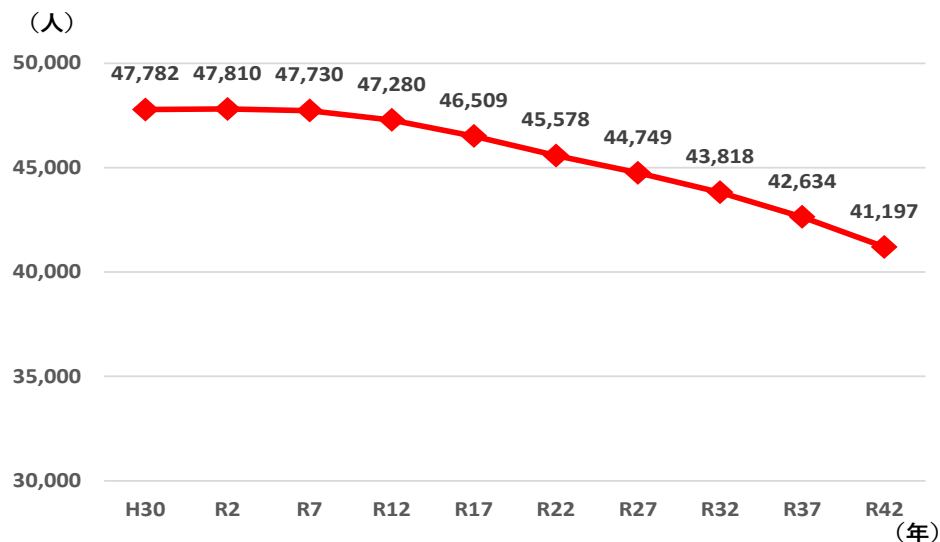
もっとも、将来人口については、少子高齢化の影響で減少基調が続くことが予想されており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和42年(2060)には約37,600人。本市の最上位計画である第5次総合計画策定に合わせて行った独自推計では令和42年(2060)に約41,200人となっています。

将来の給水人口については、第5次総合計画策定での独自推計人口に、給水普及率(令和2年実績: 99.81%、令和16年以降目標100%)を乗じて算定しています。

【将来推計人口】



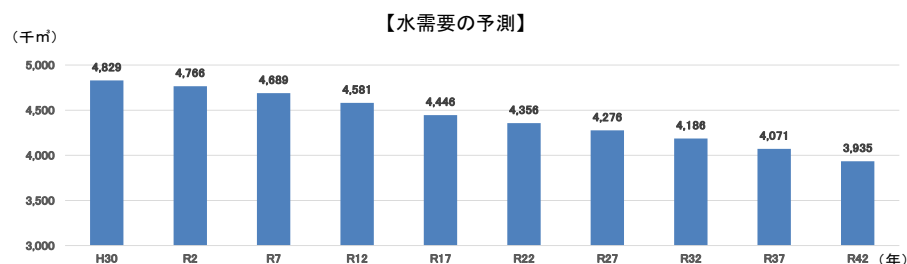
【給水人口の予測】



(2) 水需要の予測

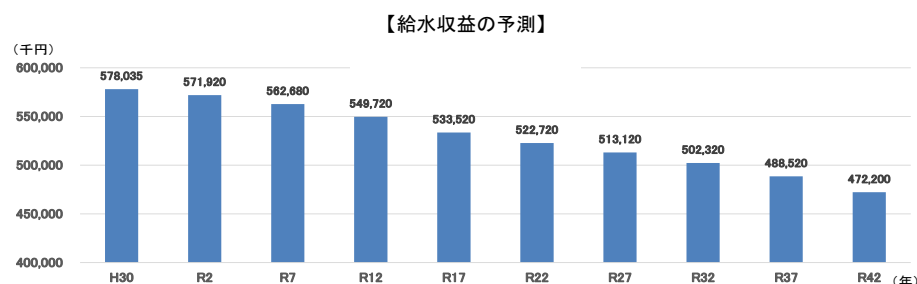
水需要予測については、生活水量については、上記給水人口予測値に一人当たりの平均有収水量予測を乗じて推計しています。また生活水量以外については一定とする仮定をおいています。

こうした中、水需要の予測は令和2年の約477万 m^3 から令和42年の約394万 m^3 と減少する見通しです。



(3) 料金収入の見通し

水道料金収入については、上記の給水人口予測を加味した年間有収水量予測に、直近の供給単価実績120円/ m^3 を乗じて算出しており、水需要の減少に伴い、減少する見通しです。



(4) 組織の見通し

本市の水道事業では、令和元年度末時点で職員数8名で運営していますが、将来的には職員の減少や熟練職員の人事異動等に伴う技術力の低下が見込まれます。

このような状況の中、水道事業を維持・継続していくために、これまで培ってきた水道の技術・経験を次世代の水道事業を支える職員へ継承するため、管理技術のノウハウのデータベース化・共有化や、職場での内部研修や外部研修を充実させていきます。

また、今後とも適正な維持管理を継続していくためには維持管理人員の確保が必要となるため、効率的な職員の配置を行うとともに、第三者委託制度や包括的民間委託など業務委託の検討を行い、民間の技術力・経営力の積極的な活用を進めていきます。

3. 経営の基本方針

本市水道事業は平成24年3月に作成した水道ビジョンにおいて、今後とも、安心できるおいしい水道水を安定して供給し続けていくことを第一と考え、「木曽川の恩恵と大地のめぐみを活かし豊かで安心できる 岩倉の水道を構築する」を基本理念としています。 この基本理念の実現に向けて、水道事業の目指すべき目標として、「安心」、「安定」、「持続」、「環境」の4つの視点からそれぞれ目標を掲げており、その実現に向けた具体的な基本施策及び実現方策を展開していくこととしています。 本経営戦略も、上記方針に基づいて持続的な水道事業経営が出来るよう、取り組んでいきます。	安心：安全でおいしい水の供給 ～すべての市民が安全に美味しく飲める水道水を供給していきます～ 安定：災害対策の充実 ～いつでもどこでも毎日安定して給水できる施設整備を進めていきます～ 持続：運営基盤の強化・サービスの向上 ～経営基盤や組織体制の強化を図り、万全な事業運営を持続していきます～ 環境：環境への配慮 ～地球温暖化の防止や環境負荷の低減を図り、自然環境の保全に貢献します～
---	---

4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)： 別紙のとおり
- (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	更新時期を迎える水道施設や管路等については、更新計画に基づき確実に更新を行っていきます。
-----	--

本市では、平成30年度末時点で法定耐用年数(40年)を超えた老朽管が約86km(全体の約4割)にのぼるなど、老朽管が非常に多くなっています。水道管の損傷や断水等のリスクを減らし、安全な水を安定的に供給していくためには、老朽化した水道施設や管路等の更新を計画的に進める必要があります。次の世代も安心して安定的に水道水を使用できるよう、必要な更新を先送りすることなく適切に実行していくために、更新時期を迎える水道施設や管路等については、更新計画に基づき更新を行っていくことが重要となります。

一方、更新工事を確実に実施していくためには、想定される多額の更新費用を充当するための財源確保が必要となります。この点、仮に工事が同じ時期に集中すると、財源を確保するための企業債の発行額が多くなり、支払利息費用が増加することになるほか、市や工事業者の人手不足といった問題が生じます。このため、工事時期は可能な限りの集中を避けて平準化を図ることが必要です。そのため、水道施設を適切に管理し、法定耐用年数よりも延命化することで、更新時期を平準化して充当する財源等を安定的に確保し、着実に更新を進めていきます。

施設(工種別)の更新基準

工種	法定耐用年数	アセットマニュアル※	更新基準
建築	50	70	70
土木	60	73	73
電気	20	25	25
機械	15	24	24
計装	10	21	21

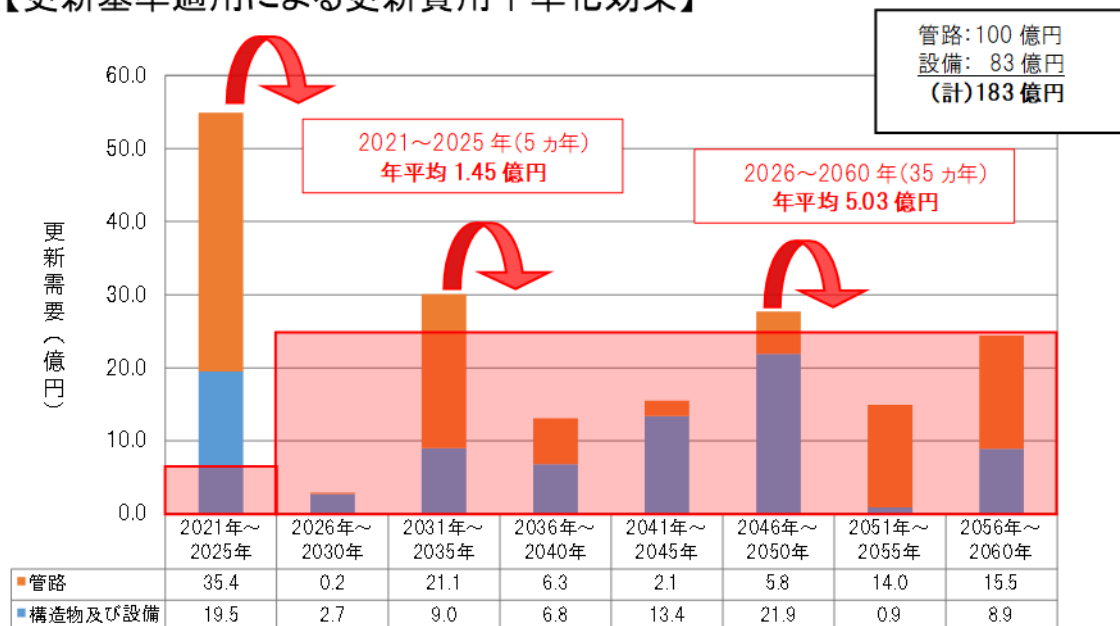
※アセットマニュアルによる更新基準は、「簡易支援ツールを使用したアセットマネジメントの実施マニュアル、平成26年4月」p.57設定例による

管種別の更新基準

工種	法定耐用年数	アセットマニュアル ※	更新基準
GP・SGP	40	40	40
NCP・SP		60	60
SUS		60	60
VP		40	40
VP(RR)、HiVP、 HiVP(RR)、VLP		60	60
PP		40	40
HPPE		60	60
DIP、DIP(A)、 DIP(K)、		60	60
DIP(SⅡ)、DIP(NS)		80	80
DIP(GX)		80	100
不明		40	40

※アセットマニュアルによる更新基準は、「簡易支援ツールを使用したアセットマネジメントの実施マニュアル、平成26年4月」p.57設定例による

【更新基準適用による更新費用平準化効果】



② 収支計画のうち財源についての説明

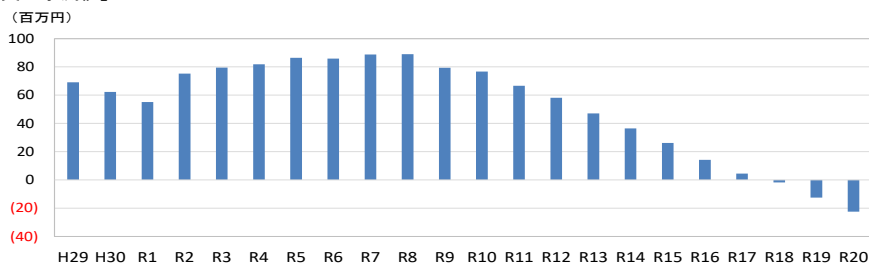
目 標	①収益的収支(当期純利益)の継続的な黒字化を図ります。 ②運転資金を給水収益の1年分である約6億円以上確保します。
-----	--

今後増加すると見込まれる更新需要や、必要な事業に充てる運転資金を確保するためには、継続的に健全な収支バランスを維持(当期純利益を確保)する必要があります。また、安定した経営を行うためには運転資金を確保することが重要であるため、現在の給水収益の1年分に相当する6億円を最低限保有すべき運転資金として確保することを目指します。

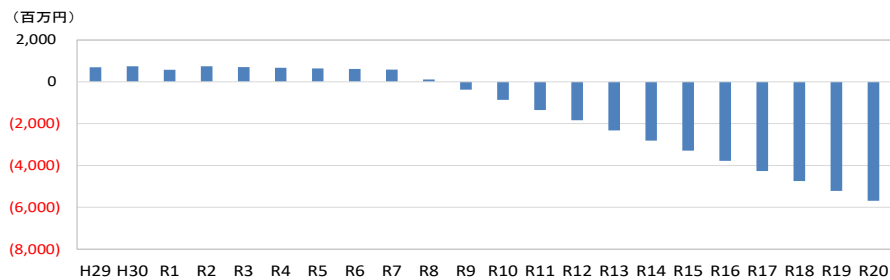
収支計画において、収益的収支は令和17年度までは継続的に黒字、資金残高は令和7年度までは6億円を維持できる予測であるものの、将来的には投資や、投資後の減価償却費の増加に伴い収支は赤字転化になるほか、資金残高もマイナス転化になることが予想されます。

このため、有収水量の動向など今後の事業環境を注視し、料金改定や企業債発行などの資金調達方針について、必要性を検討していきます。

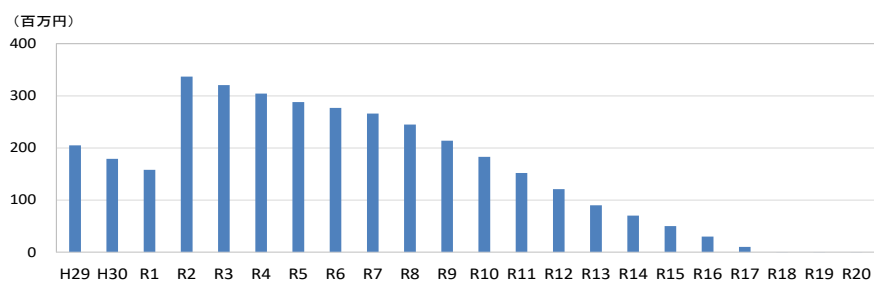
【収益的収支の予測値】



【資金残高の予測値】



【企業債残高の予測値】



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

各費用は、下記のとおりで将来の発生額を推計しています。その他の費用は最新年度を含む過去5年間における決算書の平均数値(平成27年度～令和元年度)と同額発生すると仮定しています。

- ・ 受水費: 将来的に発生が見込まれる受水量に受水単価を乗じた額
- ・ 減価償却費: 令和元年度までの既得資産の減価償却費の見込額と、令和元年度以降に取得する資産(管路・施設・物品等)の減価償却費の見込額を合算した額
- ・ 企業債利息: 既往債に係る支払利息と、令和2年度以降の新規借入分に係る企業債残高に対する利息が発生するものとして見込んだ利息額を合算した額

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	平成24年度に設置された愛知県水道広域化研究会議に参加しています。運営基盤の強化を図るために、施設連携や事務事業の共同化も踏まえ、引き続き広域的な視点で検討を行います。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	より一層の経営の効率化を図るため、第三者委託制度や包括的民間委託等の対象業務を拡大する等の検討を行います。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	中長期的な財政収支に基づき施設の更新等を計画的に実行し、持続可能な水道を実現するために、施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に事業運営することが不可欠です。これを組織的に実践する活動をアセットマネジメントといいます。 本市においては、中長期的な視点から投資効率の向上、事業費の平準化を図った水道施設等の更新計画を策定したうえ、計画に基づいて老朽化施設の更新、老朽管の布設替え・耐震化を推進していきます。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	今後の水需要の動向に注視しながら、計画的な管路・設備の更新を検討します。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	今後の水需要の動向に注視しながら、計画的な管路・設備の更新を検討します。 また、より一層の経営の効率化を図るため、各種システムについては更新の際、新たな技術の活用を検討します。
その他の取組	本市水道事業の目指すべき目標の一つである「環境への配慮」についても、合理化・費用削減と両立しながら実現できるよう、土砂やアスファルト、コンクリート、金属くずなどの建設副産物の発生抑制や、より一層の再生品・再利用品の利用を推進していきます。

② 財源についての検討状況等

料 金	収益的収支の黒字を確保し、目標の資金水準を確保するため、必要に応じて料金改定を検討します。なお、改定する場合の具体的な時期や改定率、料金体系については、今後検討することとします。
企 業 債	老朽化した管路の更新、耐震化及び施設の更新などの投資に必要な財源確保のために企業債の発行は不可欠です。しかし、企業債は基本的に料金収入を原資として償還するものであることから、将来世代に過重な負担を強いることがないよう、経営戦略の投資計画を基に、支払利息を抑制するよう借入方法や条件を検討します。
繰 入 金	繰出基準に基づき整理を行うとともに、経費削減等によりなるべく低い水準に抑えられるよう努めていきます。
資産の有効活用等による収入増加の取組	水道施設は、水の有する位置エネルギー、熱エネルギーを利用することができる施設であるため、これらの未利用エネルギーの有効活用を検討します。
そ の 他 の 取 組	経営基盤の強化や経営の効率化を図ることを目的とし、近隣水道事業者との連携を図ります。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略で掲げた取組の効果や状況について毎年度検証し、進捗管理を行います。また、その結果を踏まえ、経営戦略を3～5年ごとに見直しを行いPDCAサイクルを実施します。
---------------------	--

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
		年																
収益的	収入	1. 営業	業 収 益	(A)	578,449	579,969	570,039	569,919	567,639	565,359	563,079	560,079	557,079	554,079	551,079	550,119		
		(1) 料 金	収 入		578,035	579,618	569,640	569,520	567,240	564,960	562,680	559,680	556,680	553,680	550,680	549,720		
		(2) 受 託	工 事 収 益	(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	支出	(3) そ の 他	414	351	399	399	399	399	399	399	399	399	399	399	399	399	399	
		2. 営業	業 外 収 益		110,964	115,842	109,272	110,643	111,765	113,057	113,705	114,126	115,258	115,133	116,600	117,162	117,620	
		(1) 補 助	金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収益	他 会 計	補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(2) 長 期	前 受 金 戻 入		89,352	87,415	87,836	89,207	90,329	91,621	92,269	92,690	93,822	93,697	95,164	95,726	96,288	
		(3) そ の 他	21,612	28,427	21,436	21,436	21,436	21,436	21,436	21,436	21,436	21,436	21,436	21,436	21,436	21,436	21,436	
	支出	収入	(3) そ の 他	689,413	695,811	630,916	679,311	680,562	679,404	678,416	676,784	669,212	667,679	667,281	667,896	668,458	669,020	669,582
1. 営業			業 員 費 用		625,862	639,658	596,914	595,855	590,131	589,860	585,311	582,517	580,355	578,193	576,031	573,869	571,707	
(1) 職 員			給 与 費		13,313	26,389	14,040	14,040	14,040	14,040	14,040	14,040	14,040	14,040	14,040	14,040	14,040	
支出		基 礎	本 給 付 費		5,737	11,285	5,970	5,970	5,970	5,970	5,970	5,970	5,970	5,970	5,970	5,970	5,970	
		退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		そ の 他	7,576	15,104	8,070	8,070	8,070	8,070	8,070	8,070	8,070	8,070	8,070	8,070	8,070	8,070	8,070	
経 常		(2) 経 費	432,300	429,741	405,902	405,024	404,978	404,100	403,223	402,345	401,190	400,035	398,880	397,725	396,570	395,415	394,260	
		動 力 費	30,334	30,122	29,709	29,709	29,709	29,709	29,709	29,709	29,709	29,709	29,709	29,709	29,709	29,709	29,709	
		受 取	240,872	240,670	220,189	219,311	219,265	218,387	217,510	216,632	215,477	214,322	213,167	212,012	210,857	209,702	208,547	
特別		支出	修 繕 費	43,194	48,081	40,923	40,923	40,923	40,923	40,923	40,923	40,923	40,923	40,923	40,923	40,923	40,923	40,923
	材 料 費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他		117,900	110,868	115,080	115,080	115,080	115,080	115,080	115,080	115,080	115,080	115,080	115,080	115,080	115,080	115,080	
	経 常	(3) 減 価 償 却 費	180,249	183,528	181,653	177,850	176,837	171,991	172,597	168,926	167,287	176,280	177,006	186,821	195,337	203,852	212,367	
		2. 営業	外 費 用	1,329	994	1,031	982	1,016	926	853	831	809	757	695	633	571	509	
		(1) 支 払	利 息	1,318	994	749	700	734	644	571	549	527	475	413	351	289	227	
	特別	(2) そ の 他	11	0	282	282	282	282	282	282	282	282	282	282	282	282	282	
		支 出 計	(D)	627,191	640,652	602,625	597,895	596,870	591,056	590,712	586,141	583,325	591,111	590,620	599,218	607,302	615,386	
		支 損 益	(G)-(D)	(E)	62,222	55,159	28,291	81,416	83,692	88,348	87,704	90,643	90,880	81,226	78,592	68,461	59,979	
	特別	支出	常 利 益	0	0	48,873	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特 別 損 失			(G)	0	0	1,879	1,879	1,879	1,879	1,879	1,879	1,879	1,879	1,879	1,879	1,879	1,879	
特 別 損 益			(F)-(G)	(H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
経 常		当 年 度 純 利 益 (又は純損失)	(E)+(H)	62,222	55,159	46,994	△ 1,879	△ 1,879	△ 1,879	△ 1,879	△ 1,879	△ 1,879	△ 1,879	△ 1,879	△ 1,879	△ 1,879	△ 1,879	
		繰 越 利 益 剰 余 金 又は 繰 越 欠 損 金	(I)	1,315,394	1,370,552	1,445,837	1,525,374	1,607,187	1,693,656	1,779,481	1,868,245	1,957,246	2,036,593	2,113,306	2,179,888	2,237,988	2,298,088	
		資 産 収 入	(J)	853,120	689,066	852,167	819,512	787,331	753,403	723,444	692,106	219,448	△ 265,003	△ 751,236	△ 1,239,253	△ 1,727,453	△ 2,215,653	
流動		う ち 未 収 金	107,754	98,078	96,784	96,399	96,378	95,933	95,607	95,222	94,714	94,207	93,700	93,192	93,030	92,878	92,726	
		う ち 建 設 改 良 費 分	(K)	225,981	146,661	138,669	133,787	133,560	133,435	127,942	127,749	137,494	147,238	146,983	146,728	146,647	146,595	
		う ち 一 時 借 入 金		20,891	21,135	21,135	16,447	16,230	16,299	11,000	11,000	21,000	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000	
特別		経 常	う ち 未 払 金		179,129	100,732	92,740	92,546	92,536	92,342	92,148	91,955	91,700	91,444	91,189	90,934	90,853	90,772
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)			227%	236%	276%	268%	282%	298%	315%	332%	349%	366%	381%	396%	407%	418%	
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により算定した (L)																	
	流動	資 金 の 不 足 額																
		営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(A)-(B)	(M)	578,449	579,969	523,446	570,039	569,919	567,639	565,359	563,079	560,079	557,079	554,079	551,079	550,119	549,167
		地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 により算定した (N)																
	健全化	健全化法施行令第6条に規定する (O)																
		健全化法施行令第6条に規定する (O)																
		健全化法施行令第17条により算定した (P)																
	特別	経 常	健全化法第22条により算定した (N)															
資 金 の 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)																		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により算定した (L)																		
流動		資 金 の 不 足 額																
		営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(A)-(B)	(M)	578,449	579,969	523,446	570,039	569,919	567,639	565,359	563,079	560,079	557,079	554,079	551,079	550,119	549,167
		地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 により算定した (N)																
健全化		健全化法施行令第6条に規定する (O)																
		健全化法施行令第6条に規定する (O)																
		健全化法施行令第17条により算定した (P)																
特別		経 常	健全化法第22条により算定した (N)															
	資 金 の 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)																	
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により算定した (L)																	
	流動	資 金 の 不 足 額																
		営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(A)-(B)	(M)	578,449	579,969	523,446	570,039	569,919	567,639	565,359	563,079	560,079	557,079	554,079	551,079	550,119	549,167
		地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 により算定した (N)																
	健全化	健全化法施行令第6条に規定する (O)																
		健全化法施行令第6条に規定する (O)																
		健全化法施行令第17条により算定した (P)																
	特別	経 常	健全化法第22条により算定した (N)															
資 金 の 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)																		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により算定した (L)																		
流動		資 金 の 不 足 額																
		営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(A)-(B)	(M)	578,449	579,969	523,446	570,039	569,919	567,639	565,359	563,079	560,079	557,079	554,079	551,079	550,119	549,167
		地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 により算定した (N)																
健全化		健全化法施行令第6条に規定する (O)																
		健全化法施行令第6条に規定する (O)																
		健全化法施行令第17条により算定した (P)																
特別		経 常	健全化法第22条により算定した (N)															
	資 金 の 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)																	
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により算定した (L)																	
	流動	資 金 の 不 足 額																
		営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(A)-(B)	(M)	578,449	579,969	523,446	570,039	569,919	567,639	565,359	563,079	560,079	557,079	554,079	551,079	550,119	549,167
		地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 により算定した (N)																
	健全化	健全化法施行令第6条に規定する (O)																
		健全化法施行令第6条に規定する (O)																
		健全化法施行令第17条により算定した (P)																
	特別	経 常	健全化法第22条により算定した (N)															
資 金 の 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)																		

投資・財政計画
(収支計画)

様式第2号(法適用企業・資本的収支)

(単位:千円)

区 分		年 度	前々年度 （ 決 算 ）	前年度 （ 決 算 ）	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
資本的収入	資本的収入	1. 企業価値	0	0	200,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		うち資本費平準化費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的収入	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6. 国（都道府県）補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8. 工事負担金	94,986	94,988	89,812	89,812	89,812	89,812	89,812	89,812	89,812	89,812	89,812	89,812	89,812
		9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的支出	資本的支出	計 (A)	94,986	94,988	289,812	89,812	89,812	89,812	89,812	89,812	89,812	89,812	89,812	89,812	89,812
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		純計 (A)-(B)	94,986	94,988	289,812	89,812	89,812	89,812	89,812	89,812	89,812	89,812	89,812	89,812	89,812
		1. 建設改良費	265,065	320,355	282,000	282,000	282,000	282,000	282,000	282,000	282,000	711,374	711,374	711,374	711,374
		うち職員給与費	25,228	26,246	23,104	23,104	23,104	23,104	23,104	23,104	23,104	23,104	23,104	23,104	23,104
	資本的支出	2. 企業償還金	25,850	20,891	21,135	16,447	16,230	16,299	11,000	11,000	21,000	31,000	31,000	31,000	31,000
		3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (D)	290,915	341,246	303,135	298,447	298,230	298,299	293,000	732,374	742,374	742,374	742,374	742,374	742,374
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)		(E)	195,929	246,258	13,323	208,635	208,418	208,487	203,188	203,188	642,562	652,562	652,562	652,562	
補填財源	補填財源	1. 損益勘定留保資金	153,120	151,272	177,718	176,365	176,257	174,945	173,615	172,235	170,412	168,619	166,836	165,053	164,525
		2. 利益剰余処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. その他	783,067	669,686	574,700	739,095	706,825	674,664	641,122	611,549	580,596	108,446	△ 375,498	△ 861,224	△ 1,348,734
計 (F)		936,187	820,958	752,418	915,460	883,082	849,609	814,737	783,784	751,008	277,065	△ 208,662	△ 696,171	△ 1,184,209	
補填財源不足額 (E)-(F)		△ 740,258	△ 574,700	△ 739,095	△ 706,825	△ 674,664	△ 641,122	△ 611,549	△ 580,596	△ 108,446	375,498	861,224	1,348,734	1,836,771	
他会計借入金		高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業償還金		高 (H)	179,002	158,111	336,976	320,529	304,299	288,000	277,000	266,000	245,000	214,000	183,000	152,000	121,000

(単位:千円)

〇他会計繰入金		年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支分	収益的収支分	うち基準内繰入金	0	0	48,873	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		資本的収支分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	合計	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	0	0	48,873	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0